

下請業者等へのしわ寄せの排除のためのさらなる対応

- 1 . 下請不適正取引の未然防止のための法令違反行為の明確化・周知 1
- 2 . 下請不適正取引を行った建設業者に関する端緒情報の収集機能の強化（1） . . . 2
- 3 . 下請不適正取引を行った建設業者に関する端緒情報の収集機能の強化（2） . . . 3
- 4 . 下請不適正取引に対する許可行政庁による立入検査の強化・充実（1） 4
- 5 . 下請不適正取引に対する許可行政庁による立入検査の強化・充実（2） 5
- 6 . 下請不適正取引を行った建設業者に対する対応の強化（1） 6
- 7 . 下請不適正取引を行った建設業者に対する対応の強化（2） 7
- 8 . 下請不適正取引に対して下請業者等が行うべき対応の周知・徹底 8
- 9 . 発注者への対応 9

1. 下請不適正取引の未然防止のための法令違反行為の明確化・周知

今回の調査によって指摘のあった法令違反となり得る元請業者の行為事例(例)

低価格
強制

・下請代金について、下請業者から提出された最も低い見積額と同額とするよう元請負人から強要される場合がある。

工
期

・元請業者の施工管理不備等による前工程の遅れを理由として突貫工事を強要され、臨時で職人を集める必要から仕方なく高い労賃で職人を集め、施工を行ったが、突貫工事に係る費用増については下請負担にされた。

契約
変更

・工事受注後、現場状況により当初条件と異なる施工を余儀なくされ、施工費用増となったが、元請業者が契約変更に応じなかったため、当該費用増については、下請業者が負担せざるを得なかった。

・元請業者の左記行為により、下請工事が原価割れとなった場合には、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)上問題となるおそれがある。

法令違反行為の未然防止の観点から、今回の調査で指摘のあった事例について整理し、法令違反となり得る行為事例等については建設業法令遵守ガイドラインに追加

建設業法令遵守ガイドラインの周知(例「下請取引適正化推進月間(11月)」において周知)

2. 下請不適正取引を行った建設業者に関する端緒情報の収集機能の強化(1)

調査対象: 全国の建設業者30,000業者(従来調査の約4倍)

調査スキーム: 法令違反の端緒情報として、「下請業者の立場で回答を求める調査」を大幅に増加

従来のような反面調査と照合させる調査手法ではなく、**下請業者の立場で、不適正な取引を行っている元請業者の情報を記載させる調査**を実施。

従来調査の「元請業者と1次下請業者」間の取引状況のみならず、**1次下請業者と2次下請業者、2次下請業者と3次下請業者**というような下下間の取引状況も**把握**可能な調査を実施。

さらに、元請業者の立場で、**不当行為を行っている発注者の情報を記載させる調査**を実施。

従来調査の範囲



新調査の範囲

下請業者の立場で回答を求める調査 = 下請業者が書面調査に回答を行ったことを元請業者に把握されないようにする

調査書面を送付する全ての対象業者に対し、下請業者の立場で回答を求める書面を送付

調査事項: 最も取引の多い元請業者との取引状況、しわ寄せが多いと思われる元請業者名、実際にしわ寄せがあった工事名、現場所長名等

回答者に対して、回答内容は元請業者に把握されないものであることを十分周知。

元請業者の立場で回答を求める調査

発注者の不当行為を把握するための調査項目を新たに実施。発注者名、工事名等工事基本情報を記載させる。

3. 下請不適正取引を行った建設業者に関する端緒情報の収集機能の強化(2)

下請不適正取引の端緒情報の収集機能を向上させるために、駆け込みホットラインのさらなる周知を図る

違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

建設業の法令遵守のための情報収集窓口を開設

駆け込みホットライン

平成19年4月2日(月)より受付開始

「駆け込みホットライン」とは？
建設業法に違反している建設業者の情報を通報して頂く窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政機関に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、本部内に通報窓口を開設します。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

全国共通 TEL. **0570-018-240**

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00(土日祝祭日・休日を除く)

元請・下請間の契約に関する法令違反

工事の施工現場に関する法令違反

虚偽の許可申請等の法令違反

建設業法令遵守推進本部

法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。

必要に応じて立入検査・報告徴収

法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

- 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
 - ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
 - ・悪債割れ受注を強要された
 - ・下請代金から合理的理由の無い経費を一方的に差し引いている
 - ・前引困難な長期手形を交付された
 - ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
 - ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等
- 工事の施工現場に関する法令違反
 - ・一括下請負が行われている
 - ・工事現場に必要な専任の監理技術者等が設置されていない
 - ・監理技術者等の名義貸しが行われている
 - ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等
- 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反
 - ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
 - ・定実証の際、虚偽の内容を提出している
 - ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

TEL. ☎ **0570-018-240**

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00(土日祝祭日・休日を除く)

FAX. ☎ **0570-018-241**

E-mail. kakekomi-hl@mliit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事項について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ◆通報された方に不利益が生じないように十分注意して、できるだけ情報は漏れてください。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事項

(ア) だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等

なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。

建設業許可部局の窓口に周知パンフレットを用意し、配布する等さらなる周知を図る

4. 下請不適正取引に対する許可行政庁による立入検査の強化・充実(1)

立入検査実施手法の見直し

重層下請構造となっている建設業においては、下請業者においても元請業者からの不当なしわ寄せが、さらに下層の下請業者に転嫁される可能性



最下層の下請業者の状況から順に調べていくような、下から上への立入検査

立入検査担当職員的能力向上

立入検査により下請不適正取引の事実を把握するためには、立入調査担当職員が、建設業経理等に関する知識を有していることが必要



国土交通省・都道府県許可行政部局担当職員に対する研修の実施

関係省庁との連携強化

公正取引委員会・中小企業庁と、立入調査の実施ノウハウについて情報交換

中小企業庁については建設業法42条2の規定に基づく建設工事の下請取引に関する立入検査権限が与えられているため、中小企業庁との合同立入検査の拡充等により検査ノウハウを吸収

公正取引委員会との連携を密にするスキームの確立

5. 下請不適正取引に対する許可行政庁による立入検査の強化・充実(2)

買いたたきを排除する観点から新たに拡充する検査項目

(1) 下請業者の最終工事原価と元請業者からの入金額との関係に関する検査

下請業者より、最終の入金額と支出額等が分かる資料を取り寄せ。下請代金の支払い額が下請業者の最終工事原価を下回っているケースがあった場合には、元請業者による金額査定根拠の合理性、価格決定プロセス上の問題点等を追加調査。

(2) 下請業者の責によらない契約後の費用を増加させる事項の有無に関する検査

下請契約後における「契約外の追加工事の有無」、「施工数量の増減」、「下請工期の変更(着工遅延、一時中止、突貫工事)」、「施工条件の変化」等の状況について確認。
上記ケースに関し、元請業者に対し下請代金の増額変更の状況等を確認。

(3) 指値、赤伝処理に関する検査

立替金との名目で根拠のない産廃処理費用等が相殺処理されているとの今回の調査結果を踏まえ、元請業者と下請業者との間の入出金記録を検査。
相殺処理事項があった場合は、下請負人に当該費用を負担させることの合理的根拠、負担額の合理的算出根拠、当該費用の下請負担に係る契約前事前説明の有無、契約書面への記載の有無について確認。

6. 下請不適正取引を行った建設業者に対する対応の強化(1)

(1) 公正取引委員会への措置請求

建設業法19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に違反するような悪質性が高い下請不適正取引があった場合

公正取引委員会への措置請求(建設業法42条)

公正取引委員会との連絡体制の強化

【建設業法42条】国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の5第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(2) 建設業法に基づく監督処分

悪質性が高いものの独占禁止法違反とは認められず、公正取引委員会への措置請求が行えない場合

建設業法に基づく監督処分・・・契約内容の書面化義務違反(建設業法19条)
請負契約に関し不誠実な行為(建設業法28条第1項第2号)等
不当減額等に係る金銭の下請業者への返還に関する勧告

(3) 是正勧告・警告

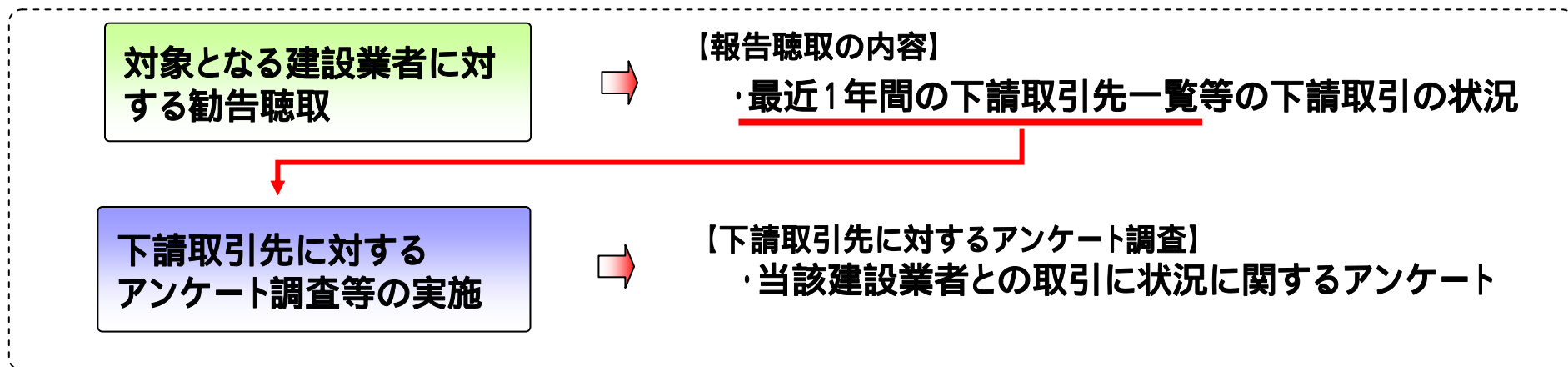
上記(1)(2)以外のケース

建設業法に基づく是正勧告・・・行為の悪質性に応じた公表
不当減額等に係る金銭の下請業者への返還を併せて勧告
文書警告・・・建設業法に違反しているとまではいえないケースについても必要に応じて実施

7. 下請不適正取引を行った建設業者に対する対応の強化(2)

(4) フォローアップ調査の実施等

- ・下請不適正取引の再発防止の観点から、建設業法に基づく監督処分・是正勧告等の1年後を目途に改善状況のフォローアップ調査を実施



- ・フォローアップ調査等によって、元請業者による下請業者への報復措置が確認された場合には建設業法に基づく監督処分等により厳正な対応

8. 下請不適正取引に対して下請業者が行うべき対応の周知・徹底

許可行政庁が行政処分や行政指導等を行うためには、下請業者においても必要な情報の記録・保存が必要

必要となる 会計帳簿 等の例

- ・個別工事ごとの工事原価について適切に記帳された工事原価台帳
- ・下請工事等に係る入出金記録に係る以下の会計補助簿
 - 取引金融機関別の預金帳
 - 支払手形帳
 - 現金出納帳等

必要となる 賃金の 支払記録 等の例

- ・個別工事ごとに整理された労働者の出面表
- ・雇用契約書
- ・労働者による領収書

必要となる 外注先への 支払記録等 の例

- ・外注先との契約書面
 - ・外注先からの納品書又は出面表()
 - ・外注先からの請求書()
 - ・外注先に対する支払明細()
 - ・外注先による領収書又は金融機関に対する振込依頼書
- 明細等により個別工事ごとの内容が明らかとなっていることを要するもの

必要となる 元請業者 からの 入金記録 等の例

- ・元請業者との契約書面
 - ・元請業者との協議内容等が記載される作業日報等の写し
 - ・元請業者に対して提出した納品書、出面表()
 - ・元請業者に対して提出した請求書()
 - ・元請業者からの支払通知書()
- 明細等により個別工事ごとの内容が明らかとなっていることを要するもの

時機を逸しない対応・・・ 契約外追加工事・施工条件変更等による工事コスト増に対する価格交渉は早期、かつ、こまめに実施

行政による周知・徹底・・・ 元請業者等の不当行為を立証するために建設業者が自ら行うべき対応について周知・徹底

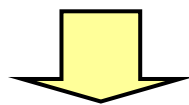
ヒアリング調査で明らかとなった発注者側の不当行為と思われる事例

発注者による近隣調整の遅れや工事施工前の事前調査の精度が低いため、当初工事契約の内容と大きく変わっているにもかかわらず、工期延期や数量変更による追加・変更契約を行ってくれない。

発注者の一方的な工事休止により、工期延期が認められたものの、工事休止期間に発生する必要経費(労務費etc.)を追加・変更契約において考慮してもらえない。

追加・変更契約の協議書を提出したものの、「議会案件により手続きが困難」等の理由により受理されず、その上、契約外の追加工事を無償で強いられた。

完了検査・成果物の引渡し後に、不当にやり直し工事を命じられ、無償でやり直し工事を実施した。



(1) 法律上問題となる具体的行為の明確化・周知

(1) 発注者向けガイドラインの策定

(2) 法令違反行為の周知・・・公共発注者 = 公共工事契約制度運用連絡協議会等 ・ 民間発注者 = 経済団体等

(2) 発注者の悪質な行為に対する対応策の検討

公共発注者 = 建設業法第19条の5に基づく勧告

民間発注者 = 独占禁止法に基づく公正取引委員会への申告

(3) 公共発注者におけるダンピング対策の充実に対する要請

入札契約適正化法に基づく要請 (1) 予定価格の事前公表の見直し

(2) ダンピング対策の充実